

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部 図書館

番号 6

許認可等の内容		貸出券の交付
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立図書館運営規則第7条第1項
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市立図書館条例第4条、第13条、茅ヶ崎市立図書館運営規則第12条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ① 氏名及び住所又は名称及び所在地を証する書類等がないとき。 ② 在勤先、在学先を証する書類等が無いとき。 ③ 有効な貸出券が既に交付されているとき。ただし、盗難及び紛失の届出がなされた場合はこの限りではない。 ④ 過去に未返却資料があるとき。 ⑤ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑥ 図書館条例第13条に該当するおそれがあると認められるとき。 ⑦ その他上記①から⑥に準ずると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成17年10月1日設定
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 7日以内（休日は含まない。） 個人については、原則として即日交付 団体等については、書類の審査等を行い交付。
	設定等年月日	平成17年10月1日設定